

名張地区まちづくり協議会規約

平成 15 年 6 月 29 日制定
平成 16 年 6 月 13 日改正
平成 22 年 5 月 16 日改正
平成 24 年 5 月 20 日改正
平成 25 年 5 月 26 日改正
平成 28 年 5 月 29 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 5 月 23 日改正
令和 6 年 5 月 24 日改正
令和 7 年 5 月 25 日改正

第一章 名称等

(名称及び所在地)

第1条 本協議会は、名張地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を名張市名張市民センター(名張市上八町1321番地の1)に置く。

(目的)

第2条 協議会は、名張地区を魅力ある明るく住みよいまちとするため、さまざまなまちづくり事業の推進及び市から受託の市民センター管理運営業務を行うことを目的とする。

2 協議会は、前項の目的達成のため、まちづくりに取り組んでいる他の機関・団体・個人との連携・協働にも積極的に取り組むものとする。

第二章 組織

(会員)

第3条 協議会の会員は、名張地区(当協議会の管内19町全域)に居住し、参加意思表示した住民。並びに、地区内で事業活動を行い、協議会の趣旨に賛同する事業所・団体で、下記第13条の理事会が適当と認めた各種団体(以下「認可団体」)から推薦された個人とする。

(運営委員・運営委員会)

第4条 協議会は、名張地区区長、並びに、区長推薦、あるいは理事会推薦の会員個人をもって、運営委員とし、「運営委員会」を組織する。運営委員(以下「委員」という)が協議会の運営を担う。

2 協議会に下記第15条「区長会」を置き、区長会は、理事会に対し地域ビジョン推進や全般的な企画、運営に関して提言する。また地区会員への周知徹底・情報提供を行い、地区間相互の連携を深め、協議会事業の推進に協力・支援を行う。

(理事・理事会・役員理事・役員会)

第5条 協議会に20名程度の理事を置き、「理事会」を組織する。

2 理事には、普通理事と下記の役員理事を置く。

(理事)

区長6名と各専門部会から代表者1名選出。認定団体からは3名程度選出、後、総会で承認を得るものとする。理事会には、事務局長を置く。

(役員理事)

役員理事については、理事の互選によって選出する。「役員会」は役員理事によって構成する。

役員会は各種調整機関、対外的代表であって議決機関ではない。

役員会には下記役職を置く。

会長 1名(互選)。

副会長:区長会代表 1名と 3部会長の 4名程度。

書記 1名(理事の互選。実務は事務局とする)

会計 1名(理事の互選。実務は事務局長とする)

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱又は指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又、欠けた時は、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、協議会の会務執行運営の任を担う。

4 書記は、協議会における会議録の作成のほか、文書処理を行う。

5 会計は、協議会の会計事務を処理する。

6 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(委員・役員の任期及び解任)

第8条 委員及び役員の任期は、2カ年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員、役員が欠けた場合における補欠委員、補欠役員の任期については、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後において、後任者が決定・就任するまではその職務を行わなければならない。

4 委員及び役員が次に該当するときは、理事会の構成員の三分の二以上の多数決により、これを解任することができる。

4 ①心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

②その他解任に相当する事項が認められたとき。

5 第4号による解任決定がなされる場合には、当該委員及び役員はその会議に出席し、意見を述べるることができる。解任された委員及び役員の再任は理事会で決定する。

(専門部会の設立)(賛助委員)

- 第9条 特定課題に対して、より円滑な事業推進のため、協議会に「専門部会」を置くことができる。
- 2 専門部会は部会員で構成し、部会員には第4条の委員を以てあてる。
 - 3 専門部会には、事業推進に協力的な市内地区外住民を迎え、「賛助委員」とする事ができる。賛助委員の選定は専門部会内での決定とする。但し、賛助委員は議決権を持たない。
 - 4 専門部会の改廃、変更は細則で定める。

第三章 会議

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会、区長会、専門部会会議、課題検討委員会、市民センター管理運営委員会とする。
- 2 会長は協議会の会議を開催するにあたり、必要と認めるときは、委員以外のものに参加を求め、その意見を聞くことができる。ただしこの場合、議決権を与えることは出来ない。
 - 3 各会議の議長は会議別に定める。
 - 4 専門部会の詳細については、別に(細則)定める。
 - 5 各会議においては議事録を作成し保管しなければならない。

(総会)

- 第11条 総会は協議会の最高議決機関であり、定期総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または全委員の過半数から要請があった場合に会長が招集する。
 - 3 総会は委員の過半数(委任状提出者を含む)の出席がなければ開くことが出来ない。
 - 4 総会の議事は、第19条の規定を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 総会の議長は、委員の中から選出する。
 - 6 総会は委員をもって構成し、次の事項を議決する。
 - ① 事業報告及び決算に関すること。
 - ② 事業計画及び予算に関すること。
 - ③ 役員の選出に関すること。
 - ④ 規約の改廃に関すること。
 - ⑤ その他協議会の運営に関する重要事項に関すること。
 - 7 総会は次の通り招集、開催する。
 - ① 総会は、会長が招集する。
 - ② 通常総会は、毎年決算終了後、2か月以内に開催する。
 - ③ 総会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容、日時及び場所を示して、開会日10日前までに文書を以て各委員に通知しなくてはならない。

(役員会)

- 第12条 役員会は協議会を円滑にするため、必要に応じて会長が召集する。
- 2 役員会の議長は、会長が務める。
 - 3 役員会は次の事項について協議する。
 - ① 総会に提案する事項。
 - ② 理事会と総会で提案された事項。
 - ③ 各部会や理事会・その他委員会運営の総合調整に関する事項。
 - ④ その他会務の執行上必要と認めた事項。
 - 4 役員会の構成は次のとおりとする。
役員会は、監事を除く会長、副会長、書記、会計を以って構成する。
 - 5 役員会は意思決定機関ではない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、事業計画、予算及び決算、その他重要な事項を審議する。
- 2 理事会は協議会の執行機関として、総会に次ぐ意思決定機関である。
 - 3 理事会の構成は次のとおりとする。
 - ① 理事会は、理事の全員を以って構成する。
 - ② 理事会の議長は、会長が指名する副会長が行う
 - 4 理事会は理事の過半数(委任状提出者を含む)の出席がなければ開くことができない。
 - 5 理事会の議事は出席者の過半数でこれに決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第14条 専門部会の会議は部会長が招集する。
- 2 専門部会の活動状況は、逐次理事会に報告するものとする。
 - 3 専門部会の議長は、部会長が務める。

(区長会)

- 第15条 「区長会」は、名張地区 19 町の区長で構成する。区長会長、副会長(2名)は互選とする。
会議は、原則月 1 回会長が召集し、第4条 2 の項目の他、必要な議題は事務局と調整する。
提言事項は役員会や理事会で協議する。

(課題検討委員会)

- 第16条 協議会の運営に関わる様々な課題について、調査、検討、準備等を行うために「課題検討委員会」を置き、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 課題検討委員会の構成は次のとおりとする。
 - ① 課題検委員は10名以内で会長が委員を指名する。
 - ② 課題検委員会は課題解決次第、解散する。
 - ③ 課題検討委員会の直轄組織として、地域ビジョン推進プロジェクトチームを置くことができる。

- 3 課題検討委員会は、議決機関及び執行機関ではない。
課題検討委員会の活動状況は、逐次役員会に報告するものとする。
- 4 課題検討委員会の委員長は、委員の互選とする。

(市民センター管理運営委員会)

第17条 市民センター管理運営委員会の活動及び運営組織その他必要な事項は別に定める。

- 2 市民センター管理運営委員会は、名張市民センター管理運営推進委員会会則第3条及び第5条に基づき構成する。

第四章 会計

(会計)

第18条 協議会の会計は、交付金、助成金、各地区負担金、管理料、寄付金、使用料、その他の収入を以ってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 各会計年度において決算余剰金が生じた時は、「名張市地域づくり組織条例」の範囲内で、翌年度に繰り越すことができる。

第五章 事業評価

(事業評価)

第19条 協議会が実施する事業については、事業終了時、年間行事については年度末に実施した部門内の評価委員で内部評価を行い、又、実施部門外の外部評価委員会を設けてアンケート等による外部評価を行い、評価の記録を理事会に報告するとともに次年度の指針とする。

第六章 細則

(細則)

第20条 本規約で定めるものの他、協議会の運営に必要な事項は、規約運用細則で定める。

第七章 改廃

(改廃)

第21条 本規約の改廃は、理事会で審議し、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は平成15年6月29日から施行する。

附 則

この規約は平成16年6月13日から施行する。

附 則

この規約は平成22年5月16日から施行する。

附 則

この規約は平成24年5月20日から施行する。

附 則

この規約は平成25年5月26日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月29日から施行する。

附 則

この規約は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 5 月 25 日から施行する。

以上